

旭川医科大学病院外来化学療法センター運営委員会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年4月1日病院長裁定)

旭川医科大学病院外来化学療法センター運営委員会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院外来化学療法センター運営委員会要項（平成18年6月14日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) センター長	(1) センター長
(2) 副センター長	(2) 副センター長
(3) 内科系の教員のうちから 2人	(3) 内科系の教員のうちから 2人
(4) 外科系の教員のうちから 2人	(4) 外科系の教員のうちから 2人
(5) 薬剤師のうちから 1人	(5) 薬剤師のうちから 1人
(6) 副看護部長（業務担当）	(6) 副看護部長（業務担当）
(7) 経営企画課長	(7) 経営企画課長
(8) <u>医事課長</u>	(8) <u>医療支援課長</u>
(9) その他委員長が必要と認めた者	(9) その他委員長が必要と認めた者
(略)	(略)
<u>附 則</u>	
<u>この要項は、令和7年4月1日から実施する。</u>	
【改正理由】	
委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るため、 所要の改正をするものである。	

